

その行為、

食品を取り扱うイベントなどの主催者の皆様へ

食品販売等臨時出店開催届の対象かも？

反復性が低く、開設期間が短期間であり、食品の宣伝等を目的としないイベント（町内夏祭り、学校文化祭等）などに付随して、特設店舗を設けて食品の販売又は無料提供を行う場合は食品衛生法における営業には該当しません。

ただし、**イベントなどの主催者は出店者を取りまとめ、松山市保健所へ「食品販売等臨時出店開催届」を提出**し、食中毒などの発生を防ぐためにも保健所の指示に従い、必要な衛生管理をしましょう。

※イベントなどの開催2週間前までに提出してください。

イベント例

▶ スーパー、デパート等が行う

- ・〇〇デパート北海道まつり
- ・まぐろ解体即売会 など
- ・〇〇スーパー食品祭

.....▶ **許可の取得**

▶ 公的団体、町内会、学校等が行う

- ・商店街土曜夜市
- ・町産業まつり
- ・高校文化祭 など
- ・公民館で行われる地域子ども食堂

.....▶ **開催届の提出**

<報告の対象から除外されるものの例示>

- ・自動車ディーラーの中古車の販売促進が目的のイベント
- ・住宅展示場での物件の宣伝を目的とした集客イベント など

主な取扱い食品例（リスク別）

分類	比較的安全な食品	リスクの高い食品
調理食品	焼きそば、たこ焼き、焼き餃子 からあげ、フライドポテト フランクフルト うどん（温）	おにぎり、いなり ハンバーガー きゅうりの一本漬け うどん（冷）
菓子類	わたがし、ポテトチップス、クッキー	チョコバナナ
飲料類	既製品ジュース（缶・ペットボトル）	スムージー、タピオカジュース



お客さんに提供する**直前に加熱処理**されない食品は提供してはいけません。
調理品は、調理後**2時間以内**に喫食してもらえよう努めてください。
既製品は開封せずにそのまま提供し、保管時の**温度管理**を徹底してください。

ただし、食品の安全を確保できる十分な衛生管理対策が認められる場合は出店できます。



- 「食品販売等臨時出店開催届」の様式は松山市のホームページからダウンロードできます。

松山市 食品販売等臨時出店開催届

検索

松山市保健所 衛生検査課 食品衛生担当

〒790-0813

松山市萱町6丁目30-5

TEL:089-911-1808

FAX:089-926-2665

このリーフレットは令和7年4月現在のものです。